計

備

뷴

制页

뭠

턞

括

(3)

経

境

0

髰

企

無利子·無担保融資

※<u>新型コロナウイルス感染症特別貸付</u>及び<u>危機対応融資</u>に特別 利子補給制度を併用することで実質的な無利子化</u>を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(事業性のあるフリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上 減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月~12月の売上高平均額
- ※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額(別枠)】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

(利下げ限度額:中小事業1億円、国民事業3000万円)

- ※国民事業における利下げ限度額は、「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」 との合計で3,000万円となります
- ※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

→ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班:098-941-1785

→ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫:0120-112476 (国民生活事業)、0120-327790 (中小企業事業)

沖縄振興開発金融公庫:098-941-1795

大企

設

備

投

資

路

開

拓

経

境

0

整

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若し くは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者 等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事 業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うこ とで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が 固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【滴用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工 中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要 件を満たす方

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者)

: 売上高▲15%減少

③中小企業者(上記①②を除〈事業者):売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

·期間:借入後当初3年間

·補給対象上限: (日本公庫) 中小事業1億円、国民事業3,000万円

(商丁中金) 危機対応融資1億円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方につ いて、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日·休日9時00分~17時00分

設

備

投

資

뫔

開

拓

境

0

整

大企

マル経融資の金利引下げ

(新型コロナウイルス対策マル経)

マル経融資とは?

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%(令和2年3月2日時点)より当初3年間、 ▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省 H P 特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する 経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。





設

扭

資

路

開

境

0

整備

業

大企

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは?

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上 の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復 し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を 支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】 基準金利:中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の 影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は 沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】



平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班:098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫:0120-112476 (国民生活事業)

: 0120-327790(中小企業事業)

沖縄振興開発金融公庫:098-941-1795

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少



特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を 対象に利子補給

【対象要件】

¦個人事業主 (小規模):要件なし |小規模 (法人):売上高▲15%減 !中小企業:売上高▲20%減

衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を 40.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

また、小規模事業者※であれば、

生活衛生改善貸付

を活用し、別枠で最大1,000 万円まで、金利を▲0.9%引 下げることが可能。

※生活衛生同業組合の経営指導を受けること が条件

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- ▶ 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544
- ※平日·休日9時00分~17時00分
- ➤ 金融庁相談ダイヤル 0120-156811 (フリーダイヤル)
- ※平日10時00分~17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- ▶ 個別支援策のお問合せ先 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。